

## 春日井市コミュニティ集会施設整備事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 市は地域住民のコミュニティ推進及び地域の福祉活動の振興を図るため、予算の範囲内で、コミュニティ集会施設（以下「集会施設」という。）の整備を行う団体に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助事業者)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者は、次の要件を備えた団体で、市長が認めた団体（以下「補助事業団体」という。）とする。ただし、専ら政治、宗教、営利を目的とする団体を除く。

- (1) 区、町内会、自治会、学区その他一定の地域と、そこに居住する住民を基盤として、その意思統一がある団体であること。
- (2) 補助事業遂行のために必要な資金を有する団体であること。

2 補助事業団体が補助事業を実施するときは、当該補助事業団体の全構成員の代表者において、補助事業及びそれに伴う事務を、信義に従い誠実に遂行しなければならない。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 新築 集会施設を新たに建築することをいう。
- (2) 改築 既存の集会施設を取り壊し、同一の敷地内に建築することをいう。
- (3) 増築 既存の集会施設を広げる建築をいう。
- (4) 修繕 既存の集会施設の改裝、修理等をいう。

### (補助事業の対象)

第4条 集会施設の新築、改築、増築（以下「新築等」という。）又は修繕で、次

の要件に該当するものを補助事業の対象とする。

(1) 学習、休養、集会等健全なコミュニティ活動の用に供し、その使用が特定の者に限定されず、広く地域住民が使用可能な施設であること。

(2) 補助事業費は、300,000円以上のこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としないものとする。ただし、市長が災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

(1) 同一敷地内に補助事業団体の所有する集会施設が既にある場合の新築

(2) 新築等の補助金の交付を受けた日から起算して、木造にあっては20年、鉄骨若しくは鉄筋コンクリート造にあっては34年を経過しない改築又は増築

(3) 新築等及び修繕に係る補助金の交付を受けた日から起算して、3年を経過しない修繕

(補助事業の対象となる経費)

第5条 補助事業の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 本体工事費

建築に要する経費のほか、電気、ガス、給排水衛生、空調等施設整備に必要な工事費で、市長が認める経費

(2) 外構工事費

境界フェンス、植栽等の工事費で、市長が認める経費

(3) 備品購入費

新築等において、集会施設で使用する机、椅子、黒板、放送器具、書架、座布団、視聴覚機器、消火器の購入費で、市長が認める経費

(4) 土地造成費

新築等において、土地の造成に要する経費

(5) 解体工事費

改築、増築又は修繕において、既存の集会施設の全部又は一部の解体に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額及び限度額は、別表第1のとおりとする。

(事業概要書の提出)

第7条 この要綱に基づく補助金を申請しようとする補助事業団体は、補助事業の完了する前年度の8月末までに次の各号に掲げる書類を添えて、事業概要書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 補助事業団体の規約、役員名簿及び前年度の収支決算書
- (2) 集会施設利用実績（計画）書
- (3) 事業費計画書
- (4) 補助事業費の見積書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請書)

第8条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請する補助事業団体は、別表第2に掲げる書類を添えて、事業着手予定日の30日前までに申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第9条 前条の申請を受けたときは、建築確認の状況を調査した後、規則第4条第1項の規定により申請書受理後30日以内に、補助金の交付の決定を補助事業団体に通知する。

(申請取下げのできる期間)

第10条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げができる期間は、補助金交付の決定を受けた日から10日以内とする。

(軽微な変更の範囲)

第11条 規則第8条第1項の規定による市長が定める軽微な変更の範囲は、事業費の変更を伴わない設計内容の軽微な変更とする。

(補助事業の実績報告)

第12条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に別表第3に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日までにしなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第13条 補助金は、前項の実績報告を審査した後、規則第10条の規定により補助金の確定額を通知した後補助事業団体の請求により交付する。

(補助事業団体の義務)

第14条 補助事業団体は、この要綱に基づく補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、健全なコミュニティ活動を助長するよう十分注意し、効率的な運用を図らなければならない。

2 補助財産は、市長の承認を受けないで取り壊し、交換し、他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、この補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

3 補助事業団体が、前項の承認を得て財産を処分した場合は、市長は既に交付した補助金の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成7年7月25日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、平成15年4月1日以後に提出される事業概要書に係る事業の補助から適用し、同日前に提出された事業概要書に係る事業の補助については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、平成18年4月1日以後の補助金の交付申請から適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に集会施設の新築等のために、土地を購入し、又は市長へ新築の申し出があるものに係る補助金については、改正後の春日井市集会施設整備事業費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市コミュニティ集会施設整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

区分	対象経費	交付額	限度額
新築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体工事費</li> <li>・外構工事費</li> <li>・備品購入費</li> <li>・土地造成費</li> </ul>		
改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体工事費</li> <li>・外構工事費</li> <li>・備品購入費</li> <li>・土地造成費</li> <li>・解体工事費</li> </ul>	対象経費の総額から補償等他の資金を差し引いた額の 1/2 以内 (1,000 円未満切捨て)	木造： 10,000,000 円 鉄筋・鉄骨： 15,000,000 円
増築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体工事費</li> <li>・外構工事費</li> <li>・備品購入費</li> <li>・土地造成費</li> <li>・解体工事費</li> </ul>		
修繕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本体工事費</li> <li>・外構工事費</li> <li>・解体工事費</li> </ul>		5,000,000 円

別表第2（第8条関係）

(1) 補助事業団体の規約
(2) 補助事業団体の役員名簿
(3) 補助事業団体の活動計画書
(4) 活動実績書
(5) 事業実施を決議した議事録等

- (6) 補助事業費の収支予算書
- (7) 補助事業費の見積書の写し
- (8) 補助事業施設の位置図
- (9) 補助事業施設の平面図
- (10) 補助事業施設の立面図（内装改修及び設備工事を除く。）
- (11) 補助事業に係る工事仕様書
- (12) 補助事業施設の確認済証の写し（修繕を除く。）
- (13) 補助事業用地の登記簿謄本等（修繕を除く。）
- (14) 既設建物の写真（新築を除く。）
- (15) 当該用地の写真（修繕を除く。）
- (16) その他市長が必要と認める書類

別表第3（第12条関係）

- (1) 補助事業費の収支決算書
- (2) 補助事業に係る請求書の写し
- (3) 補助事業に係る領収書の写し
- (4) 補助事業施設の検査済証の写し（修繕を除く。）
- (5) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (6) 補助事業に係る工事記録写真（着工前、中間及びしゅん工時）
- (7) その他市長が必要と認める書類